

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた ガス・電気料金の特別措置の拡大について

2020年3月23日のニュースリリースでお知らせいたしましたように、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、ガス・電気料金のお支払いが困難なお客さまに対し、特別措置を設けております。

依然として感染が拡大している状況を考慮し、下記の通り特別措置対象月を拡大することといたします。

記

1. 対象者

当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けたお客さま。

2. 特別措置対象月の拡大

2020年2月・3月検針分のガスまたは電気料金に加え、2020年4月・5月検針分のガスまたは電気料金についても、それぞれの支払期限を1か月間延長いたします。

3. お申込み方法

当社までお電話にてお申込みください。その際、貸付を受けた時に発行される「貸付決定通知書」の整理番号を確認させていただきます。

<お問合せ先>

日本ガス株式会社 料金チーム

電話 099-250-5111 (受付時間 8時～20時)

以上